

陳述書 (2)

原告 槌田 敦

第1回口頭弁論において、裁判長から、再改定した本論文(甲4)が改訂した本論文(甲3)から前半だけを分離して独立の論文としたものである以上、雑誌掲載の基準を満たしているかどうかについても、再改定論文(甲4)だけでは判断できず、元の論文(甲3)の全体から判断する必要があるのではないかと、というご質問がありましたので、これについて、説明したいと思います。

この問題は次の3点として検討するのがよいでしょう。

1. 科学論文を分割したとき、その分割によっても科学雑誌に掲載する価値を失わないのはいかなる場合か (一般論)。
2. 改訂論文(甲3)を分割したとき、分割した前半部分(甲4)は科学雑誌に掲載する価値を失わないかどうか (本件)。
3. 査読者を含む被告は、この点をどう考えていたか。

以下、順番に、この3点についてお答えいたします。

1、科学論文を分割したとき、その分割によっても科学雑誌に掲載する価値を失わないのはいかなる場合か (一般論)。

まず、この基準について一般論として論ずることはできないと思います。分割してもよいかどうかは、その内容によるからです。たとえば、前半部分に「結論」があって、後半部分にその「理由」が書いてあるとき、「結論」と「理由」は密接不可分な関係ですから、両者を分割して後半部分(「理由」)を欠いた前半部分(「結論」)だけでは、科学雑誌に掲載する価値を失うことになります。

しかし、その論文の前半部分が著者によって発見された「事実」であって、その後半部分でこの事実を「考察」という形で構成されているとき、両者を分割して前半部分(「事実」)だけを論文として科学雑誌に掲載しても別にその価値を失う訳ではありません。

たとえば、ある者が「温帯の上空にはジェット気流という高速の西風が存在する」という「事実」を発見したとします。そこで発見者はその事実と共に、その事実から得られる推論について「考察」し、これを含めて論文を作成し雑誌掲載しようとしたところ、査読者はその「考察」に反対して、この論文の雑誌掲載を認めなかったとします。

この場合、発見した「事実」だけでも公表することは重要です。この事実を用いれば気象予報はより正確になり、また飛行機の行路を決めるにも役立つからです。したがって、この場合、発見した「事実」だけをまず発表し、議論の

残る「考察」部分は時間をかけて表現を改め、再提出することになります。

本件はまさにその場合に相当します。以下、これについて詳しく説明いたします。

2、改訂論文（甲3）を分割したとき、分割した前半部分（甲4）は科学雑誌に掲載する価値を失わないかどうか（本件）。

(1)、甲3と甲4の関係

改定論文(甲3)は、「気温とCO₂濃度の年間増加量の間には強い相関がある」という新しく発見した「事実」とその「考察」（ここでは、発見した「事実」から得られる推論として、①気温の変化がCO₂の変化よりも1年先行することの原因、②エルニーニョ期だけではなく非エルニーニョ期でもCO₂が増大することの原因、③通説であるCO₂温暖化説の欠点などを取り上げました）で構成されます。

しかし、査読者はこの発見した「事実」を認めながら、この「考察」については随所で意見が対立し、それを理由にして改定論文(甲3)の雑誌掲載に反対しました。そこで、「事実」と「考察」を切り離し、このあたらしく発見した「事実」を主体とする再改定論文(甲4)を提出することにしたのです。このあたらしく発見した「事実」だけでも科学雑誌に掲載される価値があると考えからです。残りの「考察」部分は表現を改めて後に提出することにしました。

3、査読者を含む被告は、この点をどう考えていたか。

そこで問題となるのは、本論文の初稿（甲2）または改訂稿（甲3）の前半部分（甲4）で原告らが新しく発見した「事実」を扱っていることを被告は正しく理解しているかどうかです。

(1)、まず、これを審査の経過の中で説明いたします。

原告らは、1969年から2004年まで35年間の世界平均気温偏差と大気中CO₂濃度のデータから、「気温偏差とCO₂濃度の年間増加量(変化率)とが関係する」という事実(甲2の図4)と「その散布図からCO₂濃度の増加のない気温偏差はマイナス0.6℃である」という事実(甲2の図5)の二つの事実を発見し、これを「CO₂濃度の増加は自然現象」という論文(甲2)にまとめ、気象学会に提出しました。

この第1稿は、

- ①ふたつの事実の発見の経過(p1~p4)、
- ②気温とCO₂濃度年間増加量(変化率)の関係を示すふたつの事実(p5~p6)、
- ③その事実の考察(p6~p7)

という3つの部分から構成されています。

これに対する査読者Aのコメント(甲5)では、「新しい発見への道を開く可能性もある」を前提にして、①の発見の経過については科学的な論理の展開が明確になるようになどの指摘があり、②の事実については「気温の変化に対してCO₂のフラックスが変化するという解釈は合理的である」としてふたつの事実を認めています。③の考察については、関連する事実をあげてもっと詳しく記述するようになど指摘がありました。

他方、査読者Bのコメントでは、「定説を覆そうという非常に野心的な試みである」と評価していただきました。①の事実の発見の経過について、もっと具体的な情報を記述すべきであるなどの指摘がありました。②の事実については、「事実」であることの否定はありません。③の考察については、明確な根拠となる文献を示すべきであるなどのコメントがありました。つまり、両査読者は、前半が著者らの発見した事実に関するものであることを認めています。

そこで、原告らは、これら査読者のコメントを踏まえて、論文を改定し第2稿(甲3)として提出しました。そのため、第2稿(甲3)では、①事実の発見の経過(p1~p5)、②ふたつの事実(p5~p6)では少し分量を増やしましたが、③考察(p6~p12)は大幅に増加することになりました。なお図表を加えたため、図表の番号は第1稿とはずれています。

これに対する査読者Aのコメント(甲7)は、①の事実発見の経過については、簡単な言及があっただけでした。②の発見した事実については、「世界気温偏差とCO₂濃度の変化率との相関性がよいことは第5図からよく分かる」と事実であることを認め、「解釈が合理的である」とも書いています。しかし、③の考察については、多数のコメントがありました。

査読者Bのコメントでも、多くの点で改善したと評価されました。①の事実発見の経過や②の事実については、前回のくりかえしでした。しかし、③の考察については、「人為的CO₂による温暖化」という通説に沿った主張が多数並べられていました。

これらの査読者のコメントから、原告らが発見した「事実」は認めていただいたのに、③の考察のところで両査読者と随所で意見が対立し、これがすべて解決しなければ論文の掲載が遅れることとなります。

そこで、原告らは①②と③を分割することを思い立った次第です。幸いにして、①の事実の発見の経過はほとんど問題がなく、また②の事実は査読者両氏に受け入れられています。したがって、①と②の事実だけで構成する論文(甲4)を再改定稿として提出した次第です。そして③の考察の部分は査読者AとBのコメントを十分に考慮して、時間がかかっても受け入れられるよう書き直すつもりでおりました。

以上の審査の経過から、被告は、本論文の初稿(甲2)または改訂稿(甲3)

の前半部分、つまり再改訂稿（甲４）で原告らが新しく発見した「事実」を扱っていることについては、正しく理解していたと言えます。

(2)、そこで、前記①と②の事実だけで構成する論文(甲４)に対し、査読者を含む被告は、改訂稿（甲３）を分割したことをもって掲載拒否の理由としたかどうかについて見ていきたいと思えます。

被告がもしもこの分割が論文の価値を損なうものであると考えていたならば、被告は分割自体を掲載拒否の理由にする筈です。ところがそのようにはしていません。

被告の拒否理由は、もっぱら「原稿では、数年スケールの変動において、気温変動がCO₂の変動よりも先行することが指摘され、これを根拠にして、長期的なトレンドにおいても気温上昇がCO₂増加の原因であるとの主張がなされております(甲10)」ということであって、論文を分割したことではないからです。

つまり、改訂稿（甲３）を分割した、その前半部分だけで論文としての価値があることを被告も認めた上で、その前半部分である再改訂稿（甲４）が掲載理由を備えているかどうかを問題にしているのです。

以上から、本件では、雑誌掲載の基準について、論文を分割したからといって元の論文（甲３）の全体から判断する必要はなく、もっぱら分割後の本論文(甲４)のみを対象に判断すれば足りることが明らかになったと思えます。

4、最後に

なお、「気温とCO₂濃度の年間増加量の間には強い相関がある」という新しく発見した「事実」は、「濃度高のCO₂が原因で気温が上昇する」という通説では説明できません。逆に「高温が原因でCO₂濃度が毎年増加する」ことを証明します。

そのため、CO₂で温暖化したとする通説を支持する査読者と編集委員会にとって、この新しく発見した「事実」を発表する論文は通説の維持にとって都合が悪く、これを排除したと思われるのです。しかし、この出来事は科学の破壊という重大な問題であると考えています。

以上、陳述いたします。

2009年7月21日

榎田敦 

東京地方裁判所民事第44部 殿